

設備工事標準仕様書及び建築工事標準仕様書の一部読み替えについて

読替え内容

仕様書	現行の記載	読替え後の記載
設備工事標準仕様書 平成 29 年 4 月 P 1 1 1. 1. 2 4 保険の加入及び 事故の補償	(4) 契約金額が 2,000 万円以上の工事については、受注者等は、建設業退職金共済組合の掛金収納書を工事着手後 1 か月以内に監督員へ提出する。 なお、収納書の提出が出来ない特別な理由がある場合は、理由書を提出する。	(4) 受注者は建設業退職金共済制度に該当する場合は同制度に加入し、その掛金収納書（発注者用）を工事請負契約締結後、原則 1 ヶ月以内に、当局に提出しなければならない。 なお、収納書の提出が出来ない特別な理由がある場合は、理由書を提出するものとする。
建築工事標準仕様書 平成 29 年 4 月 P 2 6 1. 1. 2 4 保険の加入及び 事故の補償	(4) 掛金収納書の提出 受注者は、1 件当りの請負金額が 2,000 万円以上の工事については「建設業退職金共済掛金収納書」を工事ごとに工事着手後 1 か月以内に、当局に提出しなければならない。なお、収納書の提出が出来ない特別な理由がある場合は、理由書を提出するものとする。	(4) 受注者は建設業退職金共済制度に該当する場合は同制度に加入し、その掛金収納書（発注者用）を工事請負契約締結後、原則 1 ヶ月以内に、当局に提出しなければならない。 なお、収納書の提出が出来ない特別な理由がある場合は、理由書を提出するものとする。